

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業を行う事業者に対する市営住宅の使用許可の取消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、使用許可の条件に違反した場合等には使用許可を取り消すことがあります。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消書により許可者に通知します。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 困難な問題を抱える女性の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱第27条 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000660196.html
処分基準	（使用許可の取消し） 第27条 市長は、使用許可法人が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、大阪市営住宅使用許可取消通知書（様式8）を送付し、対象住戸の明渡しを求めることができる。 （1） 使用許可法人がこの要綱の各条項に違反したとき （2） 使用許可法人がこの要綱の各条項に規定する義務を履行しないとき （3） 使用許可法人が不正の手段によってこの許可を受けたとき （4） 使用許可法人が住戸使用料を3箇月以上滞納したとき （5） 入居支援対象者等が対象住戸又は共同施設を故意に毀損した場合に、使用許可法人の責任のもと原状回復を行わないとき （6） 入居支援対象者等が対象住戸及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為があった場合に、本市が指定した期日までに一定の対応を求めたにも関わらず、当該期日までに、使用許可法人からの当該対応に関する報告がなく、又は当該報告の内容が不十分であると本市が認めるとき （7） 本市において対象住戸を公用又は公共用のために必要とするとき （8） 使用許可法人が第5条第1号アからエのいずれかに該当しなくなったとき （9） 使用許可法人が第7条に定める要件に該当しない者を入居させたとき （10） 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団員等であると認められるとき （11） 使用許可法人である法人の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき （12） 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき （13） 使用許可法人である法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき （14） 使用許可法人である法人の役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第10号から前号までの規定に該当すると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき （15） その他市長が、第13条に基づき附した使用許可の条件を満たさなくなったと認めるとき
ホームページ	
備考	